

# アメリカ法における保険証券解釈ルールの動向

— 責任保険法リステイトメント制定企画を契機として —

新潟大学 梅津 昭彦

- 1 はじめに
- 2 保険証券解釈の諸ルール
  - (1) 明白な意味のルール・あいまいさルール
  - (2) 合理的期待法理の展開
- 3 リステイトメントにおける保険証券解釈ルール
  - (1) リステイトメントの起草者・構成
  - (2) 解釈ルールについての基本的立場
  - (3) 合理的期待法理との関係
- 4 まとめ

## 1 はじめに

アメリカ法は保険契約が典型的な附合契約（contracts of adhesion）であるとの理解を出発点として、その具体的対象である保険証券の解釈には、契約解釈一般とは異なる解釈ルール、もしくは特有の解釈原則が用いられることを強調することがある。例えば、アメリカ法が保険証券の解釈において、いわゆる合理的期待法理（the doctrine of reasonable expectation）を展開してきたことは、その顕著な例であろう。合理的期待法理は、1960年代に Robert E. Keeton 教授がそれを認知して以来、各州裁判例において展開され、または学説においても様々な角度から検討および論証されてきており、現在のアメリカ保険法ではある程度確立された地位にあるとも考えられる<sup>1</sup>。しかしながら、後述するようにそれを解釈法理として採用するとしても州によりその捉え方もしくは適用場面は一樣ではなく、またその適用の不安定さおよび予見可能性の欠如から批判に晒されてきているのも事実であり、保険証券の解釈において未だに論争となっている<sup>2</sup>。そこで、本報告は、先に保険証券の解釈のために適用されてきた伝統的解釈ルールを整理し、また、

---

<sup>1</sup> アメリカ保険法の近時の代表的な体系書、ケースブックでも、合理的期待法理について必ず言及し、判例が整理され紹介されている。K. S. Abraham & D. Schwarcz, *INSURANCE LAW AND REGULATION* (6th ed. Foundation Press, 2015), at 53-63; T. Baker & K. D. Logue, *INSURANCE LAW AND POLICY* (3d ed. Wolter Kluwer, 2013), at 47-50; R. H. Jerry, □ & D. R. Richmond, *UNDERSTANDING INSURANCE LAW* (5th ed. Matthew Bender, 2012), at 142-51; J. W. Stempel, P. N. Swisher & E. S. Knutsen, *PRINCIPLES OF INSURANCE LAW* (4th ed. LexisNexis, 2011), at 123-28.

<sup>2</sup> 例えば、合理的期待法理について特集（シンポジウム）が開催され、活発な議論が行われている。P. N. Swisher, *Symposium Introduction*, 5 Conn. Ins. L. J. 1 (1988).

合理的期待法理がアメリカ保険法において現在どのように捉えられているかを確認する。そして、アメリカ法律協会（American Law Institute : ALI）が、2010年から責任保険法リステイトメントの制定を企画していることを契機として、同リステイトメント暫定草案（The Restatement of the Law, Liability Insurance Tentative Draft No. 1 (April 11, 2016)）の保険契約解釈部分を取り上げるにより、アメリカ法における保険証券解釈の今を探ってみたい。

## 2 保険証券解釈の諸ルール

### (1) 明白な意味のルール・あいまきルール

契約の解釈（interpretation）とは契約両当事者が用いた契約文言を対象として当該文言の明白な意味（plain meaning）を確定する作業である。すなわち、契約両当事者が使用した文言には唯一明白な意味があり、それを解釈の拠り所として客観的に解釈されなければならない<sup>3</sup>。さらに、文言にあいまいさ（ambiguity）があるときには<sup>4</sup>、裁判所は、当事者の意思を発見するために努力するが、それが認められない場合には、当該保険証券を作成した者に不利に解釈するルール、「作成者の不利に（*contra proferentem*）」解釈するルールがあり、これが保険証券の解釈にとっては第一のルールと言われている<sup>5</sup>。一般に、契約書または契約文言を作成した者は他方当事者よりも情報面もしくは経験においても有利な地位にあり、その者に契約解釈の危険を負担させることが公正であることにかかるルールの正当性の根拠を見いだしている<sup>6</sup>。

また、契約解釈一般についての最近の傾向として、明白な意味のルールの厳格な適用を拒絶して、文脈（context）に関係する外部証拠（extrinsic evidence）をあいまいさが存在するか否かを判断するために認める裁判所が増加していることが指摘されている<sup>7</sup>。そのような裁判所は、ある言葉の意味は、その文脈を参照する

<sup>3</sup> FAENSWORTH ON CONTRACTS (3d ed. Wolters Kluwer, 2004), §7.7, at 267. より厳格な解釈ルールとして“parol evidence rule”（「契約書以外の証拠の排除ルール」）があったが、現在では、それがまさに厳格に適用されることはないという理解が一般的である。アメリカ法における契約解釈の諸ルールと保険証券解釈へのその適用については、梅津昭彦「アメリカ法における保険証券の解釈」東北学院大学論集・法律学第47号（1995年）156頁以下を参照されたい。

<sup>4</sup> 「あいまいさ」は、“vagueness”と“ambiguity”との区別される場所である。例えば、green という言葉は、yellow から blue までいくつかの段階で理解できるという意味で「あいまい（vagueness）」である。他方、ある言葉に2つ以上の合理的意味が認められる場合には、それは「あいまい（ambiguity）」である。契約法におけるそのような理解については、*Id.*, §7.8, at 269-74.

<sup>5</sup> K. S. Abraham, *A Theory of Insurance Policy Interpretation*, 95 Mich. L. Rev. 531, 531 (1996).

<sup>6</sup> 梅津・前掲注3）151-52頁。なお、第2次契約法リステイトメント第206条（Restatement (Second) of Contracts (1979), §206）、参照。

<sup>7</sup> FAENSWORTH ON CONTRACTS, *supra* note 3), §7.12, at 306-19. これまでも、「言葉（word）」には辞書においてでさえ複数の意味があり、当該ケースにおいてそれらの意味のいずれが使われているかを判断するためにはそれが依って立つ文（sentence）を検討しなければならない、そして、単語帳（word-book）において与えられた以上に洗練された重要な意味合い（a shade

ことなく明確ではあり得ないという考え方を基礎としている<sup>8</sup>。例えば、第2次契約法リステイトメント (Restatement (Second) of Contracts) 第202条第(1)項は、解釈の補助ルールとして「言葉およびその他の行為は、状況の全てに照らして (in the light of all circumstances) 解釈される」と規定し、そのコメントにおいて、同条所定のルールは「あいまいさが存在するという決定に基づくものではなく、可能性ある意味の中から選択すると同様にどのような意味が合理的かを判断するために用いられる」、そして「言葉および他の表象 (symbols) の意味は、通常、その文脈に依存している。他の行為はさらにその状況に依存している。契約に対する両当事者の言葉および行為を解釈する際には、裁判所は、自らを、契約を締結した時に両当事者が置いていた地位に置くことを求められる」と説明している<sup>9</sup>。

## (2) 合理的期待法理の展開

### ① その一般的理解

1960年代の判例の分析から、アメリカ保険法における保険証券の解釈の場面で確認された合理的期待法理は、次のような理解であった<sup>10</sup>。最も極端な(強い) (strong) 合理的期待法理の適用によれば<sup>11</sup>、当該保険証券条項が明確に(あいまいなところがなく) 当該保険担保を除外している場合であっても、被保険者にはその者が合理的に期待する保険担保について権利が与えられる<sup>12</sup>。そこで、被保

---

of significance) があることを見つけることができることが指摘されていた。O. W. Holmes, *The Theory of Legal Interpretation*, 12 Harv. L. Rev. 417, 417 (1899).

<sup>8</sup> M. N. Kniffin, *A New Trend in Contract Interpretation: The Search for Reality As Opposed to Virtual Reality*, 74 Or. L. Rev. 643, 644-45 (1995).

<sup>9</sup> Restatement (Second) of Contracts (1979), §202(1) cmt. a, b. 同リステイトメント第201条のコメントでは、ほとんどの言葉には2つ以上の意味があること、言葉の意味の不確実性は、それらが用いられた文脈により通常は多大に減退させられることを指摘している。Id., at §201 cmt. a, b. さらに、統一商事法典 (UNIFORM COMMERCIAL CODE (1978)) 第2-202条は、取引過程 (course of dealing)、取引慣行 (usage of trade)、そして履行過程 (course of performance) を外部証拠として認めている。梅津・前掲注3) 152-53頁。

<sup>10</sup> それ以前の契約法一般との関係については、R. H. Jerry, □, *Insurance, Contract, and the Reasonable Expectations*, 5 Conn. Ins. L. J. 21, 42-50 (1998).

<sup>11</sup> 合理的期待法理が州により多様に適用されていることを分析した結果として、保険証券を離れた様々な要因を考慮して検討することを許容し、そのような要素を基礎とする期待が、明確に保険担保を否定する、制限する規定を覆すほど strong なものであることを認める場合と、保険証券の文言が少なくとも多義的で、その場合には被保険者の期待を尊重するような解釈がなされるべきであるとする、伝統的な「あいまいさルール」に近いものとして用いられる weak な形態として理解される場合とに分類されることがあった。M. C. Rahdert, *Reasonable Expectations Reconsidered*, 18 Conn. L. Rev. 323, 367 (1986); R. H. Jerry, □ & D. R. Richmond, *supra* note 1), at 145-48. 現在のそのような2分化された整理については、STEMPEL ON INSURANCE CONTRACTS (3d ed. Wolters Kluwer, 2011), § 4.09[D][5].

<sup>12</sup> R. E. Keeton, *Insurance Law Rights at Variance with Policy Provisions*, 83 Harv. L. Rev. 961, 967 (1970). R. E. Keeton 教授は、最初に次のように示唆していた、裁判所は、「申込者および指定保険金受取人の保険契約条項に関する客観的に合理的な期待を、・・・保険証券を入念に検討した場合には、それらの期待が否定される場合であっても」尊重されるべきである裁判所が現れてきた。Ibid. かつての報告者の合理的期待法理の理解については、梅津昭彦「保険契約者の合理的期待と保険証券の解釈 — アメリカ法における保険証券解釈の潮流 —」文研論集第117号(1996年)159頁以下、同「アメリカ法における保険証券の解釈原則一文

険者に自己が保険担保を享受しているとの合理的期待を抱かせる諸要因として、保険証券の文言およびその構造、保険者の保険販売慣行、引受審査手続き、そして他の種類の保険担保の範囲について消費者の間で一般化されている信頼が挙げられていた<sup>13</sup>。そこで、合理的期待法理は、「判事が作り出した保険 (judge-made insurance)」を不適切にも正当化するために合理的期待法理が使われていると言われる一方で<sup>14</sup>、当該法理は、保険証券が洗練された (保険を熟知した) 保険者により一方的に作成され、情報を得ていない消費者に “take-it-or-leave-it” で提供される附合契約 (contracts of adhesion) であるという議論に敏感に対応してきたと言えよう<sup>15</sup>。さらに、合理的期待法理を適用するような「司法による保険規制 (judicial regulation of insurance)」、すなわち、裁判所による保険証券条項の事後の変更の脅威がなければ<sup>16</sup>、保険者は保険証券に不公正な担保除外条項を挿入することにより不用心な消費者 (unwary consumers) を食い物にするだろうとも指摘されていた<sup>17</sup>。したがって、合理的期待法理については、次のような好意的な位置づけも可能であった。合理的期待法理はそのような保険者による搾取から消費者を保護するのみならず、消費者にとっては不意打ち条項 (surprising terms) のような規定が適用される可能性のために保険者による積極的な情報提供を促進させるものである、なぜなら、保険者は保険証券を販売する前に、消費者の不正確な期待を修正することによって当該法理に基づき負わなければならない責任を回避することができるからであると<sup>18</sup>。

---

言の『あいまいさ』を中心として」保険学雑誌第 559 号 (1997 年) 126 頁以下。そこで、本報告は、1996 年以降のアメリカ保険法における合理的期待法理の展開・評価を確認することも目的のひとつである。

<sup>13</sup> M. C. Rahdert, *supra* note 11), at 371. なお、R. E. Keeton 教授は、どのような要因が被保険者に合理的期待を抱かせるのかを特に認定していないと判例を評価したが、同教授自身は、保険証券の文言以外の諸事項が被保険者の合理的期待の基礎となっていることは認めていた。R. E. Keeton, *supra* note 12), at 967. 梅津・前掲注 12) 181-93 頁。

<sup>14</sup> K. S. Abraham, *Judge-made Law and Judge-made Insurance: Honoring the Reasonable Expectations of the Insured*, 67 Va. L. Rev. 1151, 1152 (1981). K. S. Abraham 教授は、当該法理が「原則化されない被保険者の優遇である」と評価して、それは制限されなければならないと主張していた。当時の同教授の合理的期待法理に対する評価については、梅津・前掲注 12) 203 頁以下。

<sup>15</sup> M. C. Rahdert 教授のその後の評価として、M. C. Rahdert, *Reasonable Expectation Revisited*, 5 Conn. Ins. L. J. 107 (1998).

<sup>16</sup> K. S. Abraham, *The Insurance Effects of Regulation by Litigation*, in REGULATION THROUGH LITIGATION (W. Kip Viscusi ed. AEI-Brookings Joint Center for Regulatory Studies, 2002), at 212-33.

<sup>17</sup> R. E. Keeton, *supra* note 12), at 968; J. W. Stempel, *INTERPRETATION OF INSURANCE CONTRACTS: LAW AND STRATEGY FOR INSURES AND POLICYHOLDERS* (Little Brown & Co., 1944), at 311-19; J. M. Fischer, *Why Are Insurance Contracts Subject to Special Rules of Interpretation?: Text Versus Context*, 24 Ariz. St. L. J. 995, 1055 (1992); M. C. Rahdert, *supra* note 11), at 371. さらに B. Works, *Excusing Nonoccurrence of Insurance Policy Conditions In Order To Avoid Disproportionate Forfeiture: Claims-Made Formats as Test Case*, 5 Conn. Ins. L. J. 505, 553-57 (1999) では、「射幸契約 (aleatory contracts) の連続した履行に起因する脆弱さ (vulnerability)」は、「機会主義 (opportunism) を支配するための事後の統治制度 (ex post governance mechanism) としての契約法」を利用することによって処理できることを示唆している。

<sup>18</sup> R. E. Keeton, *supra* note 12), at 968.

## ②適用類型分析

以上のような理念的な分析がなされたとしても、合理的期待法理の裁判における適用にあっては、実務上、理論上の深刻な機能不全に陥っているのであり、同法理を基礎としていると思われる判例法は、混乱し統一的ではないとの評価が現在のアメリカ保険法の趨勢であると考えられる<sup>19</sup>。例えば、24州が、ある契約があいまいである否かを判断するために何らかの合理的期待をその基礎として採用し、そして39の州は、裁判所があいまいな文言を解釈するための指針（guide）として合理的期待分析を認めていると整理されている<sup>20</sup>。また、合理的期待という言葉を使うケースのほとんどは、様々な伝統的に確立された契約法諸ルールの代用（proxy）として当該法理を使用しているのであり<sup>21</sup>、保険証券規制の手段として当該法理を使用しているわけではない<sup>22</sup>。そこで、判例法は、合理的期待法理が、保険証券の司法規制の手引きとなるような一般に通用する基礎または分析上も健全な基礎のいずれをも提供していないとの理解の提示されている<sup>23</sup>。そのような理解を前提とするならば、合理的期待法理の適用ケースと考えられる判示を行った裁判所の態度を分析してみると、次のように整理されることになる。

第一に、合理的期待という言葉を使うほとんどのケースにおいて、様々な伝統的または確立された契約法諸ルールのまさに代用として使う裁判所がある<sup>24</sup>。例えば、最も典型的なケースとして、裁判所が、契約条項に何らかの欠缺があることにより契約文言があいまいであると判断される場合に合理的期待法理を利用することがある<sup>25</sup>。それにより、被保険者には、当該保険証券文言があいまいであると認められた後にのみ、合理的に期待したであろう保険担保の権利が与えられると裁判所は判断する<sup>26</sup>。次に、合理的期待法理を、契約条項の欠缺があるか否

<sup>19</sup> J. W. Stempel, *Unmet Expectations: Undue Restriction of the Reasonable Expectations Approach and the Misleading Mythology of Judicial Role*, 5 Conn. Ins. L. J. 181, 182 (1999).

<sup>20</sup> STEMPEL ON INSURANCE CONTRACTS (3d. ed. Wolters Kluwer, 2011), § 4.09[D][5].

<sup>21</sup> M. C. Rahdert, *supra* note 11), at 345-54.

<sup>22</sup> D. Schwarcz, *A Products Liability Theory for the Judicial Regulation of Insurance Policies*, 48 Wm. & Mary L. Rev. 1389, 1427 (2007). D. Schwarcz 教授は、同論文において、合理的期待法理の不確実さおよび不安定さを指摘した後に、製造物責任（products liability）の枠組みを基礎とする保険証券規制のあり方を展開している。それは、保険証券を物（thing）または商品（product）と捉える理解を出発点としている。同教授のかかる提言の分析については、別稿を予定している。

<sup>23</sup> *Ibid.* なお、J. M. Fischer, *The Doctrine of Reasonable Expectations Is Indispensable, if We Only Knew What For?*, 5 Conn. Ins. L. J. 151, 180 (1988)では、合理的期待法理適用のための審査は、R. E. Keeton 教授の最初の論文を超えるものとしてはほとんど前進していないと結論づけている。

<sup>24</sup> D. Schwarcz, *supra* note 22), at 1427-28; M. C. Rahdert, *supra* note 11), at 345-54.

<sup>25</sup> R. E. Keeton & A. I. Widiss, *INSURANCE LAW: A GUIDE TO FUNDAMENTAL PRINCIPLES, LEGAL DOCTRINES, AND COMMERCIAL PRACTICES* (student ed. West, 1988), § 603(a)(2), at 628 n. 4.

<sup>26</sup> このような契約条項の欠缺を埋めるルール（gap-filling rule）は、当該契約により生ずるかもしれない問題について契約文言が明示的に対処していない場合に、当該契約の当事者であれば当該問題について達していたであろう合意に沿って裁判所は判断するという、契約法における伝統的ルールに行き着く。K. S. Abraham, *supra* note 5), at 547.

かを判断するための助け (aid) として使う裁判所は<sup>27</sup>、合理的期待法理を、保険証券の内容を決定するための基礎となる解釈枠組みを提示するものであると理解する<sup>28</sup>。第三に、保険者が責任を負うべき、保険者の言葉、行為、そして状況が不正確な期待を作り出している場合に、被保険者に保険担保を認めるために合理的期待法理を使う裁判所がある<sup>29</sup>。これらは、いわゆる「誤導的印象 (misleading impression)」ケースであり、伝統的契約法原則である禁反言 (estoppel) が問題となる場合に相当する<sup>30</sup>。また、保険証券に明示的、明白に保険担保除外条項が存在するにもかかわらず、また保険者による積極的な誤導的表示が認められない場合であっても、裁判所が被保険者に保険担保の権利を認めるケースがある。このケースでは、裁判所は、被保険者が消費者であるまたは弱小企業者であるような場合に、合理的期待法理を形式的に持ち出している<sup>31</sup>。

いくつかのケースでは、保険証券の文言および構造が、実務上の観点からはおそらくあいまいでないものであったとしても、平均的な消費者にとっては十分に複雑であり、それらがその者達に一定の保険担保に関する期待を抱かせていることを裁判所が認めることがある<sup>32</sup>。すなわち、保険証券解釈にとって文言自体を問題とするのではなく、契約者・被保険者保護という政策上の問題として合理的期待法理を扱っている。最後に、これまでも指摘されてきたように、被保険者は、保険者の広告慣行、引受審査手続、もしくは消費者の間に広まった信頼のような、保険証券の文言や構造を超えた諸要因に基づく保険担保に関する合理的期待を抱

---

<sup>27</sup> 例えば、家屋所有者保険証券 (homeowner's insurance policy) における家屋の沈下 (settling) に起因する損失について適用除外する条項は、被保険者の送水ポンプ (water pump) が壊れ、被保険者の家屋の床下に浸水し、当該浸水が家屋全体の形状が壊れる原因となる場合には適用しないと近時の裁判所は判断した。West v. Umialik Ins. Co., 8 P. 3d 1135 (Alaska, 2000). 裁判所は、当該除外条項は、「外部からの浸水 (water from external sources)」を扱う他の浸水損害除外条項に付帯しているものであることをその理由として挙げた。Id., at 1142. そして、通常の被保険者であれば「沈下 (settling)」除外条項を、送水パイプが壊れたことに起因する突然の沈下ではなく、時間の経過とともに生じた自然沈下をも含むものと理解するであろうことを裁判所は認めた。Id., at 1143-44.

<sup>28</sup> D. Schwarcz, *supra* note 22), at 1428; M. C. Rahdert, *supra* note 15), at 112.

<sup>29</sup> 典型的ケースとして、自動販売機 (vending machine) による航空機責任保険が挙げられる。

K. S. Abraham, *supra* note 14), at 1155.

<sup>30</sup> D. Schwarcz, *supra* note 22), at 1428. 禁反言については一般に、FAENSWORTH ON CONTRACTS, *supra* note 3), at § 2.19.

<sup>31</sup> J. W. Stempel, INTERPRETATION OF INSURANCE CONTRACTS (Little Brown & Co., 1994), §11.4.1, at 325; J. W. Stempel, *Reassessing the "Sophisticated" Policyholder Defense in Insurance Coverage Litigation*, 42 Drake L. Rev. 807, 809 (1993). M. C. Rahdert 教授は、これらのケースを裁判所が、(1) 保険証券条項が非良心的である (unconscionable) であると判断する場合、(2) 保険証券文言から離れることが、当該保険証券の実質的な目的を達成するために必要であると認める場合、そして (3) 被害者に対する補償を確保するために公序 (public policy) を基礎とする場合に分類する。M. C. Rahdert, *supra* note 15), at 112-17.

<sup>32</sup> 多くの裁判所は、「汚染物質 (pollutant)」の「流出 (discharge)」または「分散 (dispersal)」を原因とする責任については保険担保を除外する規定があるにもかかわらず、保険者に対し、有害な煙 (toxic fumes) から生ずる責任を担保することを要求してきたことが例として挙げられている。D. Schwarcz, *supra* note 22), at 1429.

くと結論づける裁判所もある<sup>33</sup>。

### ③現在の評価

以上のような判例法における適用の多様性は、合理的期待法理に内在する不安定さおよび予見可能性の欠如を象徴しているものであり、同法理は、「保険契約者の期待を装う司法上の期待以上のものではない」とも言われる<sup>34</sup>。そして、ほとんどのケースにおいて、「被保険者が、当該担保を実際にもしくは合理的に期待していたであろうと仮定することは非現実的である」と評価される場合もある<sup>35</sup>。また、より多くの消費者は、保険を購入する際、購入しようとしている保険に関する情報を理性的に評価していることはなく、特定の実際の状況で付保されているかどうかについて特別の期待を有していないとも考えられる<sup>36</sup>。以上のような理由から「合理的期待法理は、怪しい仮定 (dubious assumptions) に基づいている」ものであるとか<sup>37</sup>、合理的期待法理は、「機械的にかつ原則として適用することは困難である」というのが<sup>38</sup>、アメリカ保険法における同法理の評価であろう<sup>39</sup>。

そこで、伝統的な契約法諸原則の代用として、または保険者が消費者に対して確信的な不実表示を行うことを阻止するための拡張された基礎としてのみ合理的期待分析を利用することにより、裁判所は、規制者 (regulator) としての役割を慎むべきだとも言われている<sup>40</sup>。

---

<sup>33</sup> *Id.*, at 1429; M. C. Rahdert, *supra* note 11), at 371. 例えば、*Tower Insurance Co. v. Judge*, 840 F. Supp. 679 (D. Minn. 1993)事件では、刑法犯行為を原因とする責任に関して保険担保を除外する条項は、被保険者がその友人を悪ふざけで (as a prank) 故意に (purposely) 感電死させた (electrocuted) 場合には、適用されないと判示した。裁判所は、次のように理由づけた、当該除外条項は被保険者の合理的期待に反する、なぜなら、かれの行為は「刑法上固有の行為ではなく、むしろそれは悲劇的な結果 (the tragic result) を理由とする場合にのみ課罰性があるからである」。 *Id.* at 693.

<sup>34</sup> J. M. Fischer, *supra* note 23), at 154.

<sup>35</sup> K. S. Abraham, *supra* note 14), at 1162; B. Works, *supra* note 17), at 558.

<sup>36</sup> J. E. Thomas, *An Interdisciplinary Critique of the Reasonable Expectations Doctrine*, 5 Conn. Ins. L. J. 295, 333 (1998).

<sup>37</sup> *Ibid.*

<sup>38</sup> M. C. Rahdert, *supra* note 15), at 133.

<sup>39</sup> D. Schwarcz, *supra* note 22), at 1430. 合理的期待法理についての現在のこのような理解は、これまでの議論の展開からあまり進展していないとも評価できようか。梅津・前掲注 12) 193-95 頁。

<sup>40</sup> K. S. Abraham 教授は、いくつかの論考において合理的期待法理のあるべき姿について、その時々提言してきた。例えば、合理的期待法理の strong form は、先例に抵触しない限りにおいて、その適用が効率的な保険証券の解釈をもたらすという限定的場合に限り、裁判所がその適用により従来の解釈手法を変更することを認める、K. S. Abraham, *supra* note 5), at 547-50. 保険者またはそのエージェントが被保険者を積極的に誤導していない場合には、合理的期待に反することにはならない、K. S. Abraham, *supra* note 14), at 1155. さらに合理的期待法理は、判事にあいまいでない保険証券文言を覆すことを認める手法としてではなく、州規制者のための指導的の原則として利用することが最善であると主張していた。K. S. Abraham, *The Expectations Principle as a Regulative Ideal*, 5 Conn. Ins. L. J. 59, 61-62 (1998).

### 3 リステイトメントにおける保険証券解釈ルール

#### (1) リステイトメントの起草者・構成

2010年にアメリカ法律協会において、ペンシルバニア大学ロースクール Tom Baker 教授を Reporter として、ミシガン大学ロースクール Kyle Logue 教授を Associate Reporter として、さらにバージニア大学ロースクール Kenneth S. Abraham 教授の助言を得て、責任保険法分野のリステイトメント作成作業が開始された。現在、第1暫定草案 (Tentative Draft No. 1 (April 11, 2016)) までが提示されている (以下、リステイトメントという。)。リステイトメントは、定義 (Definitions) を定めた後、「解釈 (Interpretation)」、「権利放棄および禁反言 (Waiver and Estoppel)」そして「不実表示 (Misrepresentation)」の各項目で構成される第1章「責任保険契約の基礎的諸ルール (Basic Liability Insurance Contract Rules)」、保険者の防御 (Defense) 義務などの個別的な責任保険契約の論点に関する第2章「潜在的に付保された責任請求の扱い (Management of Potentially Insured Liability Claims)」、そして、保険担保 (coverage) に関する条項や条件に関して規定する第3章「付保対象リスクに関する基本原則 (General Principles Regarding The Risks Insured)」で構成されている<sup>41</sup>。リステイトメントは、当該事項について条文の形で示されており、それぞれにコメント (Comment)、例示 (Illustrations)、そしてリポーターズノート (REPORTERS' NOTE) が付される形式がとられている。本報告では、リステイトメントの保険証券解釈に関する部分のうち、明白な意味のルールとあいまいな条項の解釈に関してリステイトされた条文を中心に上げる<sup>42</sup>。

#### (2) 解釈ルールについての基本的立場

##### ① 保険証券解釈の目的と基本条文

リステイトメントは、第2条第(1)項が「保険証券の解釈は、保険証券条項の意味を決定する過程 (process) である」としたうえで、そのコメントにおいて、1) 保護を与えるという保険の主要な目的を達成すること、2) 保険担保に関する争いの解決および担保された保険金請求に対する支払を円滑にすること、3) 保険者およびそのエージェントが保険証券を正確に記述することを奨励すること、そして、4) 公正かつ効率的な保険価格設定、引受業務、および保険金請求管理を促進するために、保険証券条項の意味に関する明確な指針を提供することを保険契

<sup>41</sup> 現在の時点ではかかる企画には、2017年のALI年次総会で承認されることを企図している、救済 (remedies)、不誠実 (bad faith)、執行可能性 (enforceability)、そしてブローカー責任 (broker liability) に関するリステイトを扱う第4章が残されている。The Restatement of the Law, Liability Insurance Tentative Draft No. 1 (April 11, 2016), at xiii.

<sup>42</sup> リステイトメントの責任保険に関する各論点の一部については、深澤泰弘「防御義務の有無に関する判断基準の検討 — アメリカ法の近時の動向 —」保険学雑誌第632号(2016年)147頁以下、同「責任保険者の解決義務に関する一考察」損保研究第78巻第2号(2016年)33頁以下で紹介され、検討されている。また、報告者の保険証券解釈に関するリステイトメントの他の条文の分析については、他日を期したい。



約解釈の目的として挙げている<sup>43</sup>。

リステイトメントは、責任保険を対象に、その具体的論点に関する考え方を条文の形でリステイトするものであるけれども、その保険証券解釈のルールに関する部分は、他の保険種目の保険証券についても妥当するものとして理解されているところである。すなわち、例えば、「作成者の不利に」解釈されるルール、または合理的期待法理の適用について、裁判所は保険種目毎に区別を設けて論じているものではなく、保険証券解釈ルールは保険種目によって特に変わるものではないと評価されている。したがって、リステイトメントの保険証券解釈ルールの部分は、責任保険に限定されるものではない<sup>44</sup>。

そこで、本報告のテーマにとって中心となるリステイトメントの条文は、以下の第3条と第4条の2つであり、いたって単純であるとも評価されている<sup>45</sup>。

### 第3条 標準書式保険証券条項の明白な意味を尊重する推定

- (1) 保険証券条項の明白な意味は、もしあるならば、保険証券全体の文脈で、当該条項の意味に関する外部証拠参照することなく、争われている保険金請求に適用する場合には当該条項の文言が合理的に受入可能な (reasonable susceptible) 唯一の意味である。
- (2) 保険証券条項は、もしあるならば、保険契約者の地位にある合理的な者が当該条項に異なる意味を与えたであろうことを外部証拠が示さない限り、その明白な意味に従って解釈される。かかる異なる意味は、外部証拠に照らし、明白な意味より合理的なものでなければならない、そして、当該条項の文言にとって合理的に受入可能である意味でなければならない。

### 第4条 あいまいな条項

- (1) 保険証券条項は、当該条項の意味に関する外部証拠を参照することなく、当該条項の文言に争われている保険金請求に適用する場合に合理的に受入可能である2つ以上の意味がある場合には、あいまいである (ambiguous)。
- (2) ある保険証券条項があいまいである場合には、当該条項を提供していなかった当事者に有利に解釈される。ただし、他方当事者が、かかる解釈は外部証拠に照らし合理的でないと裁判所を説得できる場合はこの限りではない。
- (3) 標準書式保険証券条項は、実際にいずれの当事者が当該条項を提供して

<sup>43</sup> The Restatement of the Law, Liability Insurance Tentative Draft No. 1 (April 11, 2016), §2 cmt. c. (以下では、「リステイトメント第2条コメントc」、のように引用する)

<sup>44</sup> T. Baker & K. D. Logue, *supra* note 1), at 41-42; M. A. Geistfeld, *Interpreting the Rules of Insurance Contract Interpretation*, 68 Rutgers U. L. Rev. 371, 375 (2015). また、合理的期待法理について、裁判所は、特定の保険種目に限定することなく適用の可能性を認めていたことが指摘されていた。M. C. Rahdert, *supra* note 11), at 346.

<sup>45</sup> M. A. Geistfeld, *supra* note 44), at 375.

いたかにかかわらず、それが保険者により提供されていたとして解釈される。ただし、実際に保険契約者により提供されたいずれかの条項は、ある反対の解釈ルールを用いて解釈する場合のように、かかる反対の解釈ルールについて書面で合意していた場合はこの限りではない。

## ②第3条と第4条との関係

リステイトメント第3条は、契約解釈一般についてこれまで対立してきた手法である「明白な意味のルール (plain meaning rule)」と「文脈アプローチ (contextual approach)」との関係を扱っていると考えられる。すなわち、コメントによれば次のように整理されている。「明白な意味のルール」の下では、ある条項が『その表面上 (on its face)』あいまいでない』場合には、外部証拠を考慮することは許されずそれを唯一の意味として解釈される。他方、「文脈アプローチ」に従えば、ある条項があいまいであるか否かの判定のために外部証拠を利用することが認められ、裁判所が当該条項はあいまいであると判定したときは、当該条項を作成者の不利に、一般には保険担保が認められるように解釈することになる。ただし、保険担保を否定する解釈が重大にもより合理的であると保険者が裁判所を説得できた場合には、保険担保は否定される<sup>46</sup>。そこで、第3条は、「明白な意味のルール」と、外部証拠の利用を認める「文脈アプローチ」との関係について、外部証拠により明らかになった「隠れていた意味 (latent meaning)」がより合理的であることを保険者が裁判所を説得できない限り、「明白な意味」が優先することを規定している。第3条は文言の明白な意味を尊重することを規定しているが、その第(2)項により外部証拠の利用をも認めている<sup>47</sup>。一方で同第4条は、明白な意味がない、すなわち当該条項があいまいである場合に、外部証拠に照らし、そのような解釈が不合理である場合を除き、「作成者の不利に」解釈されることを定めていると整理される<sup>48</sup>。

そこで第3条は、裁判所が決定した明白な意味を、次のような意味で推定的意味 (presumptive meaning) として扱うものだという。

明白な意味は、裁判所が、他の意味にとって有利な外部証拠を考慮した後に、保険契約者の地位にある合理的な者であれば当該条項にかかる他の意味を与えるであろう、そして当該条項の文言が当該状況の下でかかる他の意味に合理的に

<sup>46</sup> リステイトメント第3条コメント a。

<sup>47</sup> リステイトメント第3条コメント a は、「明白な意味のルール」を採用する裁判所であっても、保険証券文言の解釈にあたっては、保険証券外の何らかの資料 (materials)、例えば、辞書 (dictionaries)、他の裁判所の判決、保険取引に関しその状況を深く理解している学者の体系書 (treaties) 等を考慮していることを認識している。

<sup>48</sup> リステイトメント第3条コメント d。ちなみに、リステイトメント第1条第(6)項において、「標準書式条項 (standard-form term)」を「保険者が保険市場において予定されていない数の取引のために利用できるようにする保険証券書式 (特約 (endorsement) を含む) に表されているもしくは保険証券書式から読み取れる (taken from) 条項をいう」と定義している。

受入可能であると結論づけない限り、優先する (prevails)。換言すれば、覆される明白な意味について、裁判所は、当該明白な意味が合理的な意味ではないと結論づけない限り、外部証拠を考慮した後に、もし裁判所が何れの解釈が当該状況においてより合理的かを決定できない場合には、当該条項の明白な意味が優先する。・・・外部証拠を考慮した後でかかる推定は覆されることがあるとの考え方は、保険金請求事件における多くの裁判所が実際に行ってきたことを密接に辿るものであり、あいまいさき規則の不自然な (strained) 適用を回避し、そして保険購入者の客観的合理的期待をより保護することになる。厳格な (strict) 明白な意味のルールは、当事者に対し、裁判所がある条項に与える意味が合理的な者であれば当該保険証券が販売された状況で当該条項に最も良く与えるであろう意味と一致しないであろうというリスクを負わせることになってしまう<sup>49</sup>。

ただし、外部証拠の利用を認めるということは、あいまいであるか否かの判断のためというよりも、当該条項に他に合理的な意味があるか否かを判断することに重要性がある、とコメントは指摘している<sup>50</sup>。

また、リステイトメント第4条に関連したコメントにおいて、「作成者不利に」解釈するルールの適用については以下のように述べられている。

いくつかの裁判所は、作成者の不利に解釈するルールのより機械的形態を適用している、すなわち、そのような機械的適用によれば、問題となっている保険金請求に適用される場合には、当該条項が表面上あいまいであると認められるならば、保険担保を認める解釈が当該状況において合理的ではないかどうかを確かめるための外部証拠を考慮することなく、保険者は常に敗訴する。このような当該ルールの機械的形態は問題が多い、なぜなら、それは時に、保険契約者が合理的

<sup>49</sup> リステイトメント第3条コメント c。

ここでリステイトメントは、次のような例示を挙げている。母親が自動車を運転中に起こした事故で、当該車両に同乗中の娘が諸害を負った。そこで、娘は、母親が締結していた自動車保険証券に基づき責任保険者に保険担保請求を行ったが、保険者は被保険者の同居中の家族についての傷害については担保を除外する条項に基づき請求を拒絶した。被保険者である母親は、当該保険契約の締結時に保険エージェントとのやり取りをした宣誓供述書 (affidavit)、保険専門家が除外を認めていないことの宣誓供述書、そして当該保険者がこれまで当該除外条項を適用してこなかったことを示す書類を、家族からの請求も保険保護の対象であることを期待していたことの外部証拠として提出した。裁判所は、除外条項の明白な意味に対してかかる外部証拠はそれを覆すほどの受入可能な意味を示していないとして、請求を拒絶する。

製油所の建築事故により放出されたフッ化水素酸剤 (hydrofluoric acid) の放出が原因で傷害を負ったとする住民が製油所に対して損害賠償を求めた。被保険者である製油所の責任保険者は、「汚染物質 (pollutants)」の放出等に起因する傷害または損害については適用除外される旨の条項に基づき保険担保を拒絶した。被保険者である製油所は、フッ化水素酸剤は当該条項の「汚染物質」の定義には含まれていないとして「汚染物質」を限定的に狭く解釈することを支持する外部証拠はないと主張するが、裁判所は、そのような解釈は外部証拠に照らしても明白な意味より合理的ではなく、フッ化水素酸剤は「汚染物質」に含まれるとして被保険者の主張を拒絶する。

<sup>50</sup> リステイトメント第3条コメント a。

には期待し得なかつたであろう有利な結果を生み出しているからである。したがって、本条の下では、保険者は、あいまいな条項を保険担保が認められるよう解釈することが合理的ではないことを証明する機会を有することになる。保険契約者の合理的期待に合致する結果をよりもたらず可能性があることに加えて、*作成者不利*に解釈するルールに対するこのようなアプローチは、さらに、保険担保を認める解釈が当該状況において合理的でないか否かを確認するために必要な分析的努力を行うことによって、多くの裁判所が実際に行っていることにも合致する<sup>51</sup>。

以上のようにリステイトメントは、それぞれに判例法がその都度認めてきたと思われる、また対立するとも考えられる2つの解釈ルールの中間をとる立場を採用していると理解されている。そこで、そのような折衷アプローチ (*intermediate approach*) とも称されるリステイトメントの立場が、保険証券を解釈する際に裁判所に求められるリステイトメントが掲げる目的の観点から正当化できるかという問題が指摘される場所である<sup>52</sup>。すなわち、「保護を与えるという保険の主要な目的を達成すること」という目的は、ある条項をその基礎にある目的という外部証拠に照らして解釈するとき「文脈アプローチ」を支持するものであり、他方、「保険担保に関する争いの解決を円滑にする」という目的は、単純な解釈ルールともいえる「明白な意味のルール」を正当化するものである。このような2つの目的は潜在的には衝突する可能性があり、リステイトメントが「文脈アプローチ」よりの解釈ルールを採用するということは、前者の目的が後者の目的に優先するということなのかが問題として指摘されている<sup>53</sup>。そのような指摘に対する回答は、リステイトメントでは示されていない。

<sup>51</sup> リステイトメント第4条コメントj。

リステイトメントは、「作成者不利に」解釈するルールの適用に関して、以下のような例を提示している。家屋所有者保険証券 (*homeowner's insurance policy*) を締結していたある家屋所有者が、隣人との議論の最中にその隣人を銃で撃ってしまい、その隣人から不法行為訴訟を提起された。家屋所有者保険証券は、「事故を原因とする身体上の傷害」の責任について被保険者に保険担保を提供していた。保険者は、損害の原因となった事故には故意によるものは含まれないとして、保険担保を拒絶した。被保険者である家屋所有者は、故意に損害を発生させたことは認めるが、被害を被った犠牲者の観点から、当該損害は「事故を原因とする」ものであるから保険担保は認められると主張する。そして、このような別の解釈が可能であることは当該条項があいまいであるからであり、この場合には「作成者不利に」解釈されるルールが適用されるべきであるとする。裁判所は、被保険者の主張する解釈が除外条項の文言について合理的に受入可能であると判断するが、外部証拠を検討した後には次のように判示する。「事故を原因とする」という文言の目的は、被保険者が金銭上の負担を負うことなく傷害を故意に生じさせることができる「許可状 (*license*)」を与えることを回避することであり、ある傷害が事故を原因とするか否かは被保険者の観点から判断させるべきである。したがって、被保険者のかかる主張は認められない。

<sup>52</sup> M. A. Geistfeld, *supra* note 44), at 376.

<sup>53</sup> *Id.*, at 376.

### ③外部証拠

リステイトメント第3条第(2)項によれば、保険証券条項の明白な意味は、外部証拠によって保険契約者の地位にある合理的な者であれば与えたであろう別の意味に取って代わられることがあり得ることになる。したがって、保険証券条項の異なるいくつかの意味にとっては、その優劣を判断するために重要な役割を果たすのが外部証拠であるということになる。様々な外部証拠の資料に頼ることができるならば、合理的な者であれば、情報を得た保険担保判断のために要求される知識を得ることができるであろう。外部証拠は、通常合理的な保険契約者が保険担保についての十分な情報を得たまたは合理的な期待を形成することを可能にする<sup>54</sup>。

外部証拠の例として、コメントは「契約前交渉、当該保険証券に下での当事者の履行過程、他の保険契約に関する両当事者間の取引過程、保険証券の作成歴、保険証券もしくは条項に関して州監督機関に届け出られた書類、市場において利用可能な他の様々な関係条項、市場において利用可能な他の保険形態、そして保険業界における慣習ならびに慣行 (custom and practice)、および保険証券条項ならびに保険担保形態の歴史、目的ならびに機能のような話題 (topics) に関する専門家の証言 (expert testimony)」を掲げている<sup>55</sup>。

そこで、これらの外部証拠は、通常合理的な保険契約者が情報を得た判断を行うことを可能にし、それは潜在的には、保険契約者がその明白な意味とは異なる意味で特定の保険証券条項を解釈するように導くものであると考えられる。従って、保険証券条項を解釈するために外部証拠に依拠することにより、裁判所は、保険契約者が情報を得た保険担保判断を行うために時間と十分な認識があったならば、保険契約者が期待するであろう保険担保を提供するよう保険者に要求することができることになると評価されている。このような解釈アプローチは、実際の保険契約者に契約を読むよう促すことにはならないけれども、それは、少なくとも、保険証券の明白な意味に基づくその誤った保険担保判断を矯正することになるとも言われている<sup>56</sup>。

---

<sup>54</sup> *Id.*, at 377-78.

<sup>55</sup> リステイトメント第3条コメント f。これらのうち当該保険証券条項の目的がとりわけ重要であることが、リステイトメント第4条のコメントでは次のように指摘されている。「幅広い内容の意味が認められる可能性がある保険証券条項は、当該条項の目的を参照することにより、より重大な正確性が与えられることがある。標準書式条項にとって、目的審査は完全に客観的である。標準書式条項の客観的目的は、学問的体系書、保険業界取引文書、保険証券起草記録、以前の裁判所判断、保険証券承認手続期間中に規制機関になされた陳述、専門家の証言、および市場において利用可能な他の保険証券条項との比較のような資料から判断することができる」。リステイトメント第4条コメント m。

<sup>56</sup> M. A. Geistfeld, *supra* note 44), at 378.

### (3) 合理的期待法理との関係

#### ① 極端な（強い）適用の拒絶

本報告 2 (2) で述べたように、これまで様々な視点から判例法が分析され、整理され、そしてアメリカ保険法において一定の認知が得られてきたとも考えられる、いわゆる「合理的期待法理」について、リステイトメントではどのように理解されているかを確認しよう。

リステイトメントの第 3 条および第 4 条において、直接には「合理的期待」という文言を使った部分は存在しないけれども、第 4 条のコメントにおいて、リステイトメントが「合理的期待法理」の極端な（強い）類型（strong version）を採用しないことを次のように述べている。

本条は、保険証券条項が被保険者の合理的期待に従って解釈されなければならないという原則と広く一致している。しかしながら、「合理的期待」という用語は、裁判所がかかる用語を用いてきた方法には幅広いバリエーションがあるので、本条または他の条文においては用いられていない。意味とはその言葉にとって合理的に受入可能なものであることを要求することにより、本リステイトメントは、保険証券が仮にその文言が反対のことを意味する場合であっても、被保険者の合理的期待に従って解釈されるべきであるとする合理的期待法理の強力な公式化に従わない<sup>57</sup>。

リステイトメントは、保険証券条項があいまいである場合に合理的期待法理が問題となると位置づけているようである。そしてリステイトメントは、「合理的期待法理」の極端な（強い）適用を採用しないことを明言しているところであるが、リステイトメントがかかる法理の中庸なまたは弱い（weak）適用を排除していないか否かは明らかではない。それでも、上記のように第 4 条に対しコメントしているということは、「合理的期待法理」が「あいまいさルール」との関係において意識されていることの現れかもしれない。

一方で上述したように、作成者不利に解釈ルールに関してリステイトメントが条文化したことについて、コメントによれば「当該条項が表面上あいまいであると認められるならば、保険担保を認める解釈が当該状況において合理的ではないかどうかを確かめるための外部証拠を考慮することなく、保険者は常に敗訴する」という作成者不利に解釈するルールの機械的適用が「時に、保険契約者が合理的には期待し得なかったであろう有利な結果を生み出している」という理由から、リステイトメントは作成者不利に解釈するルールの機械的形態を拒絶している<sup>58</sup>。このことは、作成者不利に解釈するルールが機械的に適用されるならば当該保険担保請求が認められることになり、そのことは保険契約者は現実には合理的に期

<sup>57</sup> リステイトメント第 4 条コメント b。

<sup>58</sup> リステイトメント第 4 条コメント j。

待していたかということそうではない場合もあり、保険者に外部証拠の提出によりそれを覆うことができるということを意味することになるか<sup>59</sup>。

## ②「合理的な保険契約者」という要件

リストイメントは「合理的期待」という用語は使用していないけれども、その第3条第(2)項では、外部証拠の採用に関し「保険契約者の地位にある合理的な者」を要件としている。そこで、期待の合理性ではなく、契約者の合理性が問題となるところである。すなわち、リストイメント第3条第(2)項は、保険証券条項の明白な意味を「保険契約者の地位にある合理的な者」を基準として導き出している。コメントは、次のように述べる。

保険証券条項の明白な意味は、通常の、合理的な者 (ordinary, reasonable person) が、問題となっている保険金請求の文脈で、他の状況を考慮に入れることなく、当該保険証券の重要な部分の全てを読むために時間をかけた場合に有するであろう条項の理解である。・・・なんらかの保険証券条項の明白な意味は、法的擬制として正当に理解された仮想人物である一様に合理的な者の観点から判断される。・・・外部証拠が当該保険証券条項の意味について明らかにすることを考慮する際に、裁判所は、相応しく作り上げられた客観的基準——このような保険契約者の地位にある合理的な者 (a reasonable person in this policyholder's position) を利用すべきである。この基準は、当事者の主観的理解ではなく、保険証券を購入する当事者に期待される程度の洗練さおよび保険購入経験を考慮に入れる<sup>60</sup>。

以上のようなリストイメントの「合理的な保険契約者」の基準は、保険契約者の地位にある者であれば、保険取引に関してある程度の洗練さ、経験を有しているであろうということを基礎にしていると考えられる。そうであるならば、保険証券条項の当該問題について十分に情報を獲得している合理的な保険契約者がある条項について理解している意味と、リストイメントが採用した上記のような合理的な保険契約者がその条項に対して有するであろう意味とが異なることが指摘されている。リストイメントは、標準書式が用いられる保険証券条項の解釈には一貫した意味が与えられるべきことの重要性を指摘するコメントにおいて、「消費者は通常、その保険証券を読み、または法的ルールはかかる観点について消費者行動をうまく変化させることができるとは仮定も期待もしていない」と述べている<sup>61</sup>。そこで、保険証券条項を実際には読むことのない、そして保険証券に関係する事柄についてそれほど情報を得ていない保険契約者を「平均的保険契約者 (average policyholder)」と呼ぶことにするならば、リストイメントは、「平均的保険契約者」に「保険契約者の地位にある合理的な者」の保険証券条項に関

<sup>59</sup> M. A. Geistfeld, *supra* note 44), at 409.

<sup>60</sup> リストイメント第3条コメント e.

<sup>61</sup> リストイメント第2条コメント d.

する理解を押しつけていることになる。そして、平均的保険契約者が当該問題について十分な情報を得ていたならば採用するであろう解釈とは異なる意味を、リステイトメントはある保険証券条項に認めることなり、リステイトメントが採用する明白な意味のルールの下では、「保険契約者の地位にある合理的な者」だけが<sup>62</sup>、保険担保問題について十分に情報を得た判断を基礎とした合理的な期待とは異なる、担保に関する実際の期待を有すべきことになる」と指摘されている<sup>63</sup>。

#### 4 まとめ

アメリカ法における保険証券の解釈は、一般契約法の解釈ルールとは異なるルールを展開してきたというよりはむしろ、一般契約法の解釈ルールに保険証券の特質を加味した修正してきた解釈ルールの発展であると言えるのかもしれない。いわゆる合理的期待法理は、それが認知されて以来、アメリカ保険法において確固たる地位を確立したとも言えず、さりとて、完全に否定されているとも考えられない。今般制定作業が進んでいる責任保険法リステイトメントという形での解釈ルールの条文化作業は、アメリカ法における保険証券解釈に一定の方向性と各州間の統一的理解をもたらすという意味で安定性を与えるものとして評価されるのではないだろうか。ただし、現在、リステイトメントが暫定草案段階であり、リステイトメントが残されている部分の公表を待っている段階で、アメリカにおいても一部を除き評価作業がようやく開始されているところである。

現段階において、報告者はコメントの内容を読み込み、アメリカ法における保険証券解釈ルールの動向の一端を探った段階であるが、上記3で紹介した論点以外に特徴的な点が問題となるかもしれない。例えば、保険証券文言の明白ない意味を覆し、外部証拠を参考とすることにより保険証券文言の明白な意味を覆し認められる解釈は、さらに、当該文言にとって「合理的に受入可能 (reasonable susceptible)」でなければならない(リステイトメント第3条第(2)項)。そこで、「合理的に受入可能」であるという要件はいかなる内容のものであるかが問題となるところであるが、リステイトメントは、その点については沈黙している。代わりに、リステイトメントは、かかる要件が解釈作業にどのような影響を与えるかをコメントにおいて次のように説明している。

---

<sup>62</sup> ただし、コメントは、保険証券の意味は客観的に判断されるので、保険契約者の主観的な理解は意味をもたないことを認めながら、「裁判所が、保険契約者と保険者がともに主観的に特定の曖昧な条項に特別の意味を意図していたと判断した場合には、かかる条項は、そのような共有されている理解 (shared understanding) を反映するよう修正することができる」ことを認めている。リステイトメント第4条コメント f。

<sup>63</sup> M. A. Geistfeld, *supra* note 44), at 377. さらに、合理的期待法理の扱いに関して、保険契約者は保険のコスト削減のために一定の条件下で保険担保が制限されていることを合理的に期待していることが、リステイトメントの保険証券解釈の目的に合致しているものであり、合理的期待法理はリステイトメントの解釈ルールを正当化できると指摘されている。 *Id.*, at 396.



明白な意味は、裁判所が、他の意味を尊重する外部証拠を考慮した後に、保険契約者の地位にある合理的な者であれば当該条項にかかる他の意味を与えるであろう、そして当該条項の文言は当該状況の下でかかる他の意味に合理的に与えられると結論づけない限り、優先する。換言すれば、取って代わられる明白な意味について、裁判所は、当該明白な意味が合理的な意味ではないと結論づけなければならない<sup>64</sup>。

ある保険証券条項の明白な意味と外部証拠に基づく他の解釈とについて、いずれが「合理的に受入可能」かどうかは、合理的な保険契約者が2つの解釈をどのように評価するかに係っていると指摘されている<sup>65</sup>。

現段階で、リステイトメントの評価または実際の適用がアメリカにおいても明確になっていない状況で、日本の研究者がリステイトメントの解釈ルールを分析することは困難を伴うことである。今後とも、アメリカ法における保険証券解釈ルールの動向を注視する必要性を指摘してまとめに代えたい。

---

<sup>64</sup> リステイトメント第3条コメントc。

<sup>65</sup> M. A. Geistfeld, *supra* note 44), at 379.